

視点

第七次福島県医療計画について



福島県医師会副会長

木田 光 一

1. はじめに

今年度から第七次福島県医療計画が開始される。併せて国は第七期介護保険事業（支援）計画の策定、診療報酬と介護報酬の同時改定、更に国民健康保険の都道府県による財政運営開始と介護医療院の新設を実施し、2025年に向けた医療提供体制の整備を急ピッチで進めている。

医療計画策定に関する国の指針は、1) 各都道府県が地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図ること、2) 医療提供の量（病床数）を管理するとともに、質（医療連携・医療安全）を評価すること、3) 医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進することであり、その目的を一言で言えば、質の高い医療を効率的かつ平等に国民に提供する体制を整備することにある。

本稿では、第七次福島県医療計画の概要を

紹介すると共に、今後県医師会が取り組むべき課題等についても触れてみたい。

2. 第七次福島県医療計画の概要

1) 策定に当たって国が示した方針・指針の主なポイントと県の対応

① 計画期間は6年間

- これまでは5年。介護報酬の改定に合わせるため1年延長。従って本計画の実施期間は2018年から2024年までとなる。

② 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合

- 在宅医療等について3年毎の中間見直し
- 県と市町村関係者による協議の場を設置

③ 地域医療構想の内容を記載

④ 構想区域と二次医療圏が異なっている場合は一致させることが適当

- 本県においては、国の見直し検討基準（人口規模が20万人未満であり、かつ、推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出院患者割合が20%以上で、構想区

域と異なる二次医療圏)を踏まえ、南会津を会津と一体とした二次医療圏として設定。

- ⑤ へき地保健医療計画及び周産期医療体制整備計画は医療計画へ一体化
- ⑥ 5疾病・5事業及び在宅医療それぞれについて必要となる医療機能、それを担う医療機関等の名称、数値目標を記載

2) 計画の基本理念と全体構成

計画の基本理念は、第六次計画と同様で、「東日本大震災と原子力災害からの復興」、「保健・医療・福祉の連携」、「安全で質の高い医療」、「県民全体で守る健康と医療」の4項目である。

計画の基本構成のうち総論は、上記の国の指針を反映して、第六次計画の第1章「基本方針」、第2章「医療提供体制の現状」、第3章「医療圏と基準病床数」の3章構成から、第七次計画では第4章として「地域医療構想」、第5章として「地域包括ケアシステム等」が新たに加えられて5章構成となった。

各論においても国の指針を受けて、第1章「東日本大震災への対応」、第2章「医療を支える人材の確保」、第3章「救急医療等事業別の医療体制の構築」までは前計画と同じ構成であるが、第4章「疾病等にに応じた医療体制の構築」においては第3節の「急性心筋梗塞対策」が「心筋梗塞等の心血管疾患対策」に修正され、更に第10節「アレルギー疾患対策」と第14節「高齢化に伴い増加する疾患等対策」が追加されたこと、及び第6章「安全で質の高い医療の確保」が「医療の安全の確保」に修正されたことが大きな変更点である。

3) 事業別、疾病等にに応じた施策の主な方向性
事業別の施策の方向性は以下のとおりである。

① 救急医療

- 救急医療対策協議会やメディカルコントロール協議会を通し、救急搬送体制を充実。
- 避難地域等の救急医療については、福島県ふたば医療センター附属病院を核として体制を構築。
- 医療、介護の連携等により、療養の場への円滑な移行が可能となる体制を構築。

② 小児医療・周産期医療

- 「ふくしま子ども・女性医療支援センター」の取組等により産婦人科医、小児科医を確保。
- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等の療養・療育を支援。
- 災害発生時に患者搬送等の調整を行う災害時小児周産期リエゾンを養成。

③ 災害時医療

- 災害医療コーディネーターの確保と災害拠点病院の機能強化。
- DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成。
- 原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関の充実と、県内外の広域連携体制の強化。

④ 過疎・中山間地域の医療

- 「ドクターバンクふくしま」等によるへき地診療所の医師確保。
- へき地医療支援システムの充実による医師支援体制の強化や医療機器等の整備支援。
- ドクターヘリやドクターカーの有効活用を進め、過疎・中山間地域における救急医療を確保。

⑤ 在宅医療

- 病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護施設等の連携による在宅医療提供体制の構築。
- 患者が望む場所での看取りが可能な体制を整備。

- 高齢者向け住まいや介護保険施設等の整備促進など生活を支える体制を整備。

疾病等に応じた施策の方向性は以下のとおりである。

① がん対策

- 生活習慣改善による予防の推進とがん検診受診率の向上。
- 緩和ケアの推進や相談支援体制の整備、がん登録の推進。
- 医療と福祉の連携を図り在宅医療を推進。

② 脳卒中対策

- 生活習慣改善による予防の推進と特定健診・特定保健指導実施率の向上。
- 消防機関と医療機関の連携強化を含めた救急医療提供体制の充実。
- 生活の場で療養できるよう医療・介護が連携して支援。

③ 心筋梗塞等の心血管疾患対策

- 生活習慣改善による予防の推進と特定健診・特定保健指導実施率の向上。
- 消防機関と医療機関の連携強化を含めた救急医療提供体制の充実。
- 合併症や再発の予防、在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関の確保。

④ 糖尿病対策

- 生活習慣改善による予防の推進と特定健診・特定保健指導実施率の向上。
- 健康に配慮した食環境の整備と地域の栄養指導体制の推進。
- 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく重症化予防の推進。

⑤ 精神疾患対策

- 地域移行の基盤整備とともに、精神障がい者が安心して生活できる地域づくりを推進して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築。
- 多様な精神疾患等に対応できる医療連携

体制の構築。

- 震災被災者に対する心の健康の支援。

4) 第七次医療計画の特色

今回の医療計画は、第三期福島県医療費適正化計画、第三期福島県がん対策推進計画、第二次健康ふくしま21計画、ふくしま新生子ども夢プラン、第4次福島県障がい者計画、第5期福島県障がい福祉計画・第1期福島県障がい児福祉計画、第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画と関連しているため、妊娠・出産から介護、看取りに至るまでのライフステージを縦軸に、これらの個別計画を横軸に取り、本計画の該当ページを一覧表にした「第七次福島県医療計画等の個別計画ガイド」が新たに作成された。

また、個別の項目については、「現状と課題」、「施策の方向性と目標」が、更に第3章の「事業別の医療体制の構築」と第4章の「疾病等に応じた医療体制の構築」には「必要となる医療機能」が、最新の資料を織り込みながら、これまで以上に詳細に記載されていることも本計画の特色である。

3. 県医師会が取り組むべき課題等について

高齢社会の到来を目前に控え策定された今回の医療計画は、地域医療構想及び地域包括ケアシステムも包括しており、今後の医療提供体制の整備には、地域の実情を最もよく理解している郡市医師会が主体的に関与していくことが強く望まれる。

地域医療構想は、2025年の医療需要を推測し、地域に必要とされる病床機能の充実に向けて医療機関による自主的な転換・収斂を目指した制度であり、病床削減のための制度でないことは言うまでもない。そして、地域医療構想調整会議は地域の医療提供状況を把握し、必要とされる医療を過不足なく提供できる環境づくりのための話し合いの場であり、

これからの地域医療を構築する上で、極めて重要な位置づけがなされている。

本県の医療従事者は震災前の水準に戻ったものの以前から全国的にみて少なく、現在の状況も20～30代の割合が低く、50代、60代の割合が高いことが特徴である。診療所の医師も高齢化が進んでおり、中山間地域で在宅医療の担い手が不足する事態も予測される。郡市医師会の先生方には、地域の医療提供体制等に問題が生じた場合には、是非地域医療構想調整会議で県も含めてメンバーでよく話し合ってもらいたい。県医師会としても各地域から意見を寄せて頂き、本計画の見直しが必要であれば、適宜、県と協議を行うつもりである。

地域包括ケアシステムについては、同システムが医療・介護のレベルを超えて地域のまちづくりにまで関わっている以上、地域住民の理解と協力が不可欠である。医師会でも地域包括ケアシステムについての出前講座などを開催し住民に対する啓発活動を行っている

が、県においても、本計画を県民に周知してもらえようような積極的な対策を実施して頂きたい。

なお、本計画の策定過程でいろいろな要望が上がり、県も必要性を認めながらも、諸事情により記載が見送られた項目もあった。例えば、救急医療における#7119の導入や福島県救急搬送受入支援システム(e-MATCH)の普及に向けての財政的支援、がん検診受診率に社保のデータが入っていない等々である。本計画は適宜見直しを行うとのことなので、今後の再検討を期待したい。

4. むすびに

本県の、東日本大震災・原子力災害からの復興は道半ばである。また地域医療の実情も方部毎に特性があり一律ではない。今回策定された第七次福島県医療計画が着実に実行され、2025年に向けた医療提供体制が構築されることを願っている。

